

## 職場における熱中症対策の強化について



令和7年4月15日付の官報において、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）」が公布されました。この改正は、熱中症対策の強化を目的としており、令和7年6月1日から施行されます。

新たに規定された内容は、暑熱な場所で継続的に行われる作業など、熱中症を生ずるおそれのある作業に関するもので、以下の2点が主な改正点です。

1. 事業者に対し、作業従事者が熱中症の自覚症状を訴えた場合や、他の作業従事者が熱中症の疑いを発見した場合に、その旨を報告できる体制をあらかじめ整備することが求められます。また、その体制について作業従事者に周知する義務も課されます。
2. 事業者があらかじめ作業場ごとに、熱中症の症状悪化を防止するための具体的な措置（作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じた医師の診察・処置等）とその実施手順を定め、作業従事者に周知することが義務付けられた点です。

この改正により、現場での迅速な対応と予防体制の構築が求められるようになり、熱中症による健康被害の防止が一層重視されることとなります。

当社では作業環境測定の実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社作業環境測定担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年4月15日付 官報](#)